施設基準および院内掲示文章

療養担当規則等に関するもの

当院は保険医療機関です。
（１）管理者の氏名：島貫　光裕
（２）診療に従事する歯科医師の氏名：島貫　光裕
（３）診療日及び診療時間：月・火・木・金／9:00～13:00　14:00～18:00、土／9:00～13:00　14:00～17:00
当院では個人情報保護に努めています
問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。
患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めています（歯科疾患管理料）

義歯は６ヶ月再作製できません
入れ歯（同一の物）を新しく作った後、６ヶ月間は新たに作り直すことはできません。他院で作った入れ歯についても同様です。

明細書の無料発行（レセプト電子請求を行っている医療機関）
公費医療（自己負担の無い）の患者さんにも明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合は事前に窓口に申し出ください。

届出に関する事項

当院では下記の事項について、厚生労働省地方厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行っています。

歯科点数表の初診料の注１に規定する基準（歯初診）

当院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置しています。また自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

歯科外来診療医療安全対策加算１（外安全１）

当院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置しています。また自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

歯科外来診療医療感染対策加算１（外感染 1）

当院には、外来診療時における院内感染対策に関する研修を受けた歯科医師及び院内感染管理者を配置しています。院内感染対策に関して当院では標準予防策を講じ、十分な消毒・滅菌体制を有しています。

歯科治療総合医療管理料（医管）

歯科治療総合医療管理料(医管)とは、歯科治療時に全身状態をモニタリングして管理できる設備を完備している歯科医院のみ認定される制度です。

口腔管理体制強化加算（口管強）

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

連携先保険医療機関名

北海道医療センター

電話番号０１１－６１１－８１１１

歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準（歯訪診）

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭインレー（歯ＣＡＤ）

ＣＡＤ／ＣＡＭと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

補綴物の維持管理（補管）

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（歯外在ベⅠ）

歯科衛生士等の賃上げを実施し良質な医療提供を続ける取り組みをしております。